

社会福祉法人益田市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、社会福祉法人益田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、益田市内で行われる先駆的・モデル的な地域福祉活動に対し助成することにより、高齢者や障がい者、児童等の福祉をはじめ、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる、ふれあい豊かな福祉のまちづくり」の実現に資することを目的とする。

(助成金の財源)

第2条 この助成金は、本会会費、善意寄附金、共同募金を財源とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域の福祉向上のための先駆的な活動で次の各号に定める事業とする。ただし、国、地方公共団体、社会福祉協議会及びその他団体の対象となる事業を除く。

- (1) 社会福祉活動に関する啓蒙、啓発、指導者等の養成訓練事業
- (2) 在宅福祉等普及向上の事業
- (3) 健康生きがいづくり事業
- (4) ボランティア等活動活性化事業
- (5) その他、地域福祉の向上に関する事業

※別紙“助成対象となる事業について”を参照のこと

(助成対象者)

第4条 助成の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、前条に規定する事業を行う、市内に所在の営利を目的としない団体または法人とする。ただし、同一の団体（法人）への助成が連續する場合は、原則として3年を限度とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、第3条に規定する事業に要する経費とする。ただし、経常的運営費と人件費（賃金）を除く。

(審査基準)

第6条 助成の審査基準は、次の各号に掲げる条件によるものとする。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であり、先駆的・モデル的事業として、地域福祉の向上に効果的であること
- (2) 明確かつ具体的な計画に基づき、推進体制が確立しており、事業目的の達成が見込めること

(助成金の額及び期間)

第7条 助成は、本会の当該年度予算額の範囲内で行う。

- 2 助成金額は、前条に定める助成対象経費総額の3／4以内とし、かつ一事業30万円を限度とする。
- 3 助成対象期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、複数年にわたる事業実施が特に必要と認められる計画（以下「複数年計画」という。）については、3年を限度とし認める場合がある。その場合の助成金額は、1年につき前項に定める額とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金を受けようとするもの（以下「助成申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(審査会の開催)

第9条 会長は、助成申請者より助成金交付申請書を受理したときは、審査会を年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、その都度開催することができる。

- (1) 審査会は、会長、副会長、地域福祉部会委員及び社協事務局で構成する。
- (2) 審査会には、必要に応じて、助成申請者の代表者または代理の者に出席を求め、説明を受けることができる。
- (3) 審査会では、第5条の助成対象経費及び第6条の審査基準に適合するかどうかを審査し、助成の可否及び助成金額を決定する。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、審査会において助成金交付先、助成金額を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号①）を当該団体に通知する。また、助成金の不交付を決定したときは、助成金不交付通知書（様式第2号②）を当該団体に通知する。

(助成金の交付請求)

第11条 助成金交付決定の通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(会計処理)

第12条 助成団体は、助成事業に係る経理を明確に処理しておかなくてはならない。

- 2 助成団体は、助成事業の収支状況がわかる会計帳簿、通帳及び証拠書類を年度終了後5年間保管し、公開を求められた場合には、すみやかに提出しなければならない。

(事業の公開)

第13条 助成によって行われる事業は、モデル的事業として、社協広報紙及びホームページへの掲載、他の地域福祉活動実践者への紹介等を行う場合がある。

- 2 上記に関連して、事業に関する資料・写真等の提供及び視察受入れ等について、助成団体に協力を求める場合がある。

(報告書の提出)

第14条 助成金の適正な執行を図るため、助成団体は当該事業が完了したとき、すみやかに助成事業実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。（複数年計画の場合は、毎年度末ごとに事業の途中経過を報告のこと）

(助成金交付の取消)

第15条 会長は、次に該当する場合は助成金の交付の決定を取り消し、または返還を求めることができる。

- (1) 交付決定を受けた助成対象経費以外の用途に使用したとき
- (2) 助成事業の実施ができなくなったとき
- (3) その他、法令または本要綱に違反したとき

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1. 社会福祉法人益田市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱（平成6年4月1日制定）は廃止する。
2. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（第4条、第7条、第9条、第12条、第15条及び付則の一部改正）

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

助成の対象となる事業について

益田市社会福祉協議会

<助成対象事業>

1. 社会福祉活動に関する啓蒙、啓発、指導者等の養成訓練事業
 - ア) 広報紙の発行
 - イ) 福祉講演会、福祉映画会、福祉展示会の開催
 - ウ) 高齢者、障がい者、母子、父子等ふれあい交流事業
 - エ) ボランティア、青少年健全育成指導者の養成訓練事業
2. 在宅福祉等普及向上事業
 - ア) 在宅介護者に対する介護技術の指導、講演、情報提供
 - イ) 地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス
 - ウ) 地域の実情に応じた在宅保健福祉サービスに係る調査
 - エ) その他在宅保健福祉の普及向上に資する事業
3. 健康、生きがいづくり推進事業
 - ア) 健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等の開催
 - イ) 健康、生きがいづくりマニュアルの作成等啓発普及
 - ウ) 地域の実情に応じた健康、生きがいづくりに係る調査研究
 - エ) その他健康、生きがいづくりの推進に資する事業
4. ボランティア活動活性化事業
 - ア) ボランティア団体の活動資材等の整備
 - イ) ボランティア団体のネットワーク化のための事業
 - ウ) ボランティアに対する研修、講習
 - エ) その他ボランティア活動の活性化に資する事業
5. その他、地域福祉の向上に関する事業
上記以外の保健福祉の向上に資する事業

<助成対象として馴染まない事業>

1. 毎年恒例行事として開催されている、施設、団体、地区のふれあい祭等のイベントで、活動基盤が確立していると思われるもの（ただし、新規開催の場合は除く。）
2. これまでに本助成金の対象となった事業と同一の内容とみなされる事業
3. 単に器具や用具等の購入